

7 畜産第 466 号-49
令和 7 年 11 月 7 日

東京都知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

令和 7 年度定期種畜検査報告の通報について

このことについて、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく独立行政法人家畜改良センターが毎年行う検査として東京都第 1 班にかかる令和 7 年度定期種畜検査が実施され種畜証明書を交付したので、法第 8 条第 1 項の規定に基づき通報する。

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

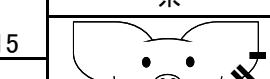
② 初めて独立行政法人畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種畜検査名簿

種畜 証明書 番号	検査 月日	名前 (登録・登記番号)	品種	生年月日 体高	毛色 特徴	産地	血統		検査成績	前供状	年用況	所有者の区分	飼養者の住所氏名					
							父											
							母											
31713010002	10月14日	トウキョウX オウメ 1 09716 (日豚血 TX13-A000062)	合成豚	H26.6.14 90.8 cm	茶  耳標69716	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 07 -64602		2級	ア0 18 (8)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團						
					トウキョウX オウメ 08 -64963													
31913010001	10月14日	トウキョウX オウメ 4 11674 (日豚血 TX13-A000092)	合成豚	H29.5.9 88.8 cm	茶黒  耳標11674	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 09 -66127		2級	ア3 イ21 (21)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團						
					トウキョウX オウメ 6 09906													
32513010001	10月14日	トウキョウX オウメ 3 12187 (日豚血 TX13-A000100)	合成豚	H29.12.28 88.0 cm	黒  耳標12187	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 12 09323		2級	新願 ア4 イ0 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團						
					トウキョウX オウメ 6 10420													
32413010001	10月14日	トウキョウX オウメ 7 12318 (日豚血 TX13-A000102)	合成豚	H30.2.24 88.9 cm	黒  耳標12318	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 16 07807		2級	ア3 イ0 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團						
					トウキョウX オウメ 13 09459													
32313010001	10月14日	トウキョウX オウメ 4 12607 (日豚血 TX13-A000105)	合成豚	H30.7.15 84.0 cm	茶  耳標12607	東京都 青梅市	トウキョウX 99-610 99		2級	ア13 イ4 (4)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團						
					トウキョウX オウメ 4 10808													

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

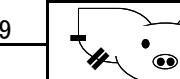
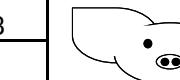
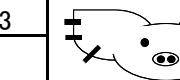
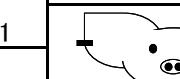
② 初めて独立行政法人畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種畜検査名簿

種畜 証明書 番号	検査 月日	名前 (登録・登記番号)	品種	生年月日 体高	毛色 特徴	産地	血統		検査成績	前供状	年用況	所有者の区分	飼養者の住所氏名
							父	母					
							東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 11 09389					
32013010004	10月14日	トウキョウX オウメ 9 13273 (日豚血 TX13-A000117)	合成豚	R1.6.19 90.0 cm	黒  耳標13273	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 11 09389	トウキョウX オウメ 6 09179	2級	ア5 19 (9)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
32013010005	10月14日	トウキョウX オウメ 5 13308 (日豚血 TX13-A000119)	合成豚	R1.7.8 97.0 cm	茶  耳標13308	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 02 -61963	トウキョウX オウメ 14 11213	2級	ア4 124 (24)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
32113010002	10月14日	トウキョウX オウメ 2 13895 (日豚血 TX13-A000125)	合成豚	R2.4.13 91.0 cm	黑白  耳標13895	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 3 09547	トウキョウX オウメ 3 12697	2級	ア1 11 (1)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
32213010002	10月14日	トウキョウX オウメ 1 0 14558 (日豚血 TX13-A000129)	合成豚	R3.2.21 92.0 cm	黒  耳標14558	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 3 09418	トウキョウX オウメ 6 10420	2級	ア1 10 (10)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
32313010002	10月14日	トウキョウX オウメ 1 4 15202 (日豚血 TX13-A000138)	合成豚	R4.2.7 89.0 cm	薄茶  耳標15202	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 1 09716	トウキョウX オウメ 12 09877	2級	ア12 10 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

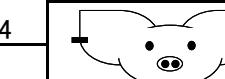
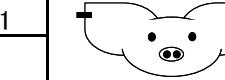
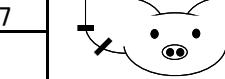
② 初めて独立行政法人畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種畜検査名簿

種畜証明書番号	検査月日	名前 (登録・登記番号)	品種	生年月日 体高	毛色 特徴	産地	血統		検査成績	前供状	年用況	所有者の区分	飼養者の住所氏名					
							父											
							母											
32313010003	10月14日	トウキョウX オウメ 1 1 15259 (日豚血 TX13-A000140)	合成豚	R4.2.24 86.0 cm	茶黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 5 10758	2級	ア13 イ2 (2)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團							
					トウキョウX オウメ 3 11021													
32413010002	10月14日	トウキョウX オウメ 7 15432 (日豚血 TX13-A000146)	合成豚	R4.6.2 85.0 cm	黑白 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 16 09527	2級	ア3 イ1 (1)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團							
					トウキョウX オウメ 8 12420													
32413010003	10月14日	トウキョウX オウメ 1 3 15538 (日豚血 TX13-A000147)	合成豚	R4.7.11 85.0 cm	茶黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 12 10580	2級	ア11 イ6 (6)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團							
					トウキョウX オウメ 10 10797													
32313010004	10月14日	トウキョウX オウメ 8 15566 (日豚血 TX13-A000144)	合成豚	R4.7.27 88.0 cm	黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 11 09831	2級	ア10 イ10 (10)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團							
					トウキョウX オウメ 4 12374													
32413010006	10月14日	トウキョウX オウメ 2 16194 (日豚血 TX13-A000155)	合成豚	R5.3.17 84.0 cm	茶黒 	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 10 10794	2級	ア2 イ10 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團							
					トウキョウX オウメ 9 14933													

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

② 初めて独立行政法人畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種畜検査名簿

種畜 証明書 番号	検査 月日	名前 (登録・登記番号)	品種	生年月日 特徴 体高	毛色 特徴	産地	血統 父 母	検査成績	前供状	年用況	所有者の区分	飼養者の住所氏名
32413010004	10月14日	トウキョウX オウメ 3 16325 (日豚血 TX13-A000156)	合成豚	R5.5.16	茶黒	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 9 09475	2級	ア8 10 (0)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
				83.0 cm	耳標16325		トウキョウX オウメ 11 14745					
32413010005	10月14日	トウキョウX オウメ 1 3 16396 (日豚血 TX13-A000157)	合成豚	R5.6.9	黒	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 3 12187	2級	ア11 12 (2)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
				81.0 cm	耳標16396		トウキョウX オウメ 14 11213					
32513010002	10月14日	トウキョウX オウメ 1 2 16694 (日豚血 TX13-A000161)	合成豚	R5.9.22	茶	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 10 09815	2級	新願 ア4 18 (8)	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
				88.0 cm	耳標16694		トウキョウX オウメ 12 11925					
32513010003	10月14日	トウキョウX オウメ 1 3 17213 (日豚血 TX13-A000181)	合成豚	R6.4.6	黒	東京都 青梅市	トウキョウX オウメ 7 12318	2級	新願	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
				82.0 cm	耳標17213		トウキョウX オウメ 5 11889					
32513010004	10月14日	トウキョウX トウキョウX 11 17368 (日豚血 TX13-A000187)	合成豚	R6.6.16	黒	東京都 青梅市	トウキョウX 99-610 80	2級	新願	団体有	青梅市新町6-7-1 (公財)東京都農林水産振興財團	
				81.0 cm	耳標17368		トウキョウX オウメ 4 12611					

別記様式第1号

(注) 1 検査成績欄には、特級、1級、2級、級外又は不合格の別を記載すること。また、不合格の場合は、その理由を付記すること。

2 前年供用状況欄について

① 前年1月1日より12月31日までの間における

ア 種付けの実績延頭数

イ 家畜人工授精用精液の生産本数(及び払出本数)をそれぞれ区分して記入すること。

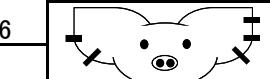
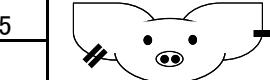
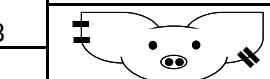
② 初めて独立行政法人畜改良センターの種畜検査を受けたものについては、「新願」と記入すること。

③ 前年に地方の臨時検査を受けているものについては、「新願」と記載するとともに①についても併記すること。

3 所有者の区分欄には、独立行政法人有(貸付の場合は貸付と記載)、都道府県有、市町村有、農協(同連合会、酪協、畜協等を含む。)有、団体(一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人)有、個人有、その他の別を記載すること。

4 飼養者の住所は、郡市区町村名を記載すること。

種畜検査名簿

種畜 証明書 番号	検査 月日	名前 (登録・登記番号)	品種	生年月日 特徴 体高	毛色 産地	血統 父 母	検査成績 前供状	年用況	所有者の区分	飼養者の住所氏名
32513010005	10月14日	トウキヨウX トウキヨウX 11 17369 (日豚血 TX13-A000188)	合成豚	R6.6.16	黒 	東京都 青梅市	トウキヨウX 99-610 80	2級	新願	団体有 (公財)東京都農林水産振興財團
				84.5 cm 耳標17369			トウキヨウX オウメ 4 12611			
32513010006	10月14日	トウキヨウX オウメ 1 6 17625 (日豚血 TX13-A000196)	合成豚	R6.9.15	黒 	東京都 青梅市	トウキヨウX オウメ 10 -66751	2級	新願	団体有 (公財)東京都農林水産振興財團
				83.6 cm 耳標17625			トウキヨウX オウメ 14 11213			
32513010007	10月14日	トウキヨウX オウメ 1 6 17626 (日豚血 TX13-A000197)	合成豚	R6.9.15	黒 	東京都 青梅市	トウキヨウX オウメ 10 -66751	2級	新願	団体有 (公財)東京都農林水産振興財團
				80.0 cm 耳標17626			トウキヨウX オウメ 14 11213			
32513010008	10月14日	トウキヨウX オウメ 1 1 17882 (日豚血 TX13-A000207)	合成豚	R7.1.8	茶黒 	東京都 青梅市	トウキヨウX オウメ 04 -62923	2級	新願	団体有 (公財)東京都農林水産振興財團
				76.0 cm 耳標17882			トウキヨウX オウメ 13 13321			

別記様式第2号

(注)

- 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
10月14日	トウキョウX オウメ 1 09716	合成豚	異常なし				—	—	+++83.3%	1.0%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 4 11674	合成豚	異常なし				—	—	+++96.1%	6.9%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 3 12187	合成豚	異常なし				—	—	+++85.5%	5.4%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 7 12318	合成豚	異常なし				—	—	+++94.6%	1.4%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 4 12607	合成豚	異常なし				—	—	+++97.9%	3.1%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
10月14日	トウキョウX オウメ 9 13273	合成豚	異常なし				—	—	+++96.2%	2.4%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 5 13308	合成豚	異常なし				—	—	+++82.2%	7.0%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 2 13895	合成豚	異常なし				—	—	+++93.1%	3.2%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 10 14558	合成豚	異常なし				—	—	+++99.1%	2.8%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 14 15202	合成豚	異常なし				—	—	+++91.7%	2.3%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
10月14日	トウキョウX オウメ 11 15259	合成豚	異常なし				—	—	+++95.9%	0.7%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 7 15432	合成豚	異常なし				—	—	+++95.4%	2.7%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 13 15538	合成豚	異常なし				—	—	+++93.4%	3.0%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 8 15566	合成豚	異常なし				—	—	+++98.0%	1.9%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 2 16194	合成豚	異常なし				—	—	+++93.7%	1.6%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査当日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
10月14日	トウキョウX オウメ 3 16325	合成豚	異常なし				—	—	+++80.5%	1.9%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 13 16396	合成豚	異常なし				—	—	+++86.7%	4.6%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 12 16694	合成豚	異常なし				—	—	+++88.1%	3.3%	良	合			
10月14日	トウキョウX オウメ 13 17213	合成豚	異常なし				—	—	+++94.1%	0.9%	良	合			
10月14日	トウキョウX トウキョウX 11 17368	合成豚	異常なし				—	—	+++90.3%	2.6%	良	合			

別記様式第2号

(注)

- 1 一般検査は、飼養者からの聞き取り及び外貌観察等により、体温、被毛、栄養、結膜、呼吸、脈はく、心音その他につき検査し異常のないものは「異常なし」と記載し、臨床症状が顕著なものは、合格したものについてもその状況を詳細に記載すること。
- 2 伝染性疾患の検査結果を、+、-に区分して記載すること。
- 3 精液の良否は、精液及び精子検査の総合判定により記載すること。
- 4 判定は、衛生検査の総合判定により合又は否のいずれかを記載すること。
- 5 備考欄には、再検査の有無その他参考事項を記載すること。
- 6 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条又は第31条の規定により行う牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、オーエスキー病又はブルセラ症の検査を受け、第8条の証明書(検査日において発行後6ヶ月を経過していないもの)を有するものにつき、その証明書を利用した場合は、診断結果の文字(+、-)を○で囲むこと。
- 7 活力及び生存率は活力のパーセンテージを記載すること。ただし、+++が50%以下の場合++以上のパーセンテージを併記すること。

衛 生 検 査 成 績 表

検査月日	名前	品種	一般検査	細密検査								判定	備考		
				伝染性疾患					繁殖機能の障害						
				牛カンピロバクター症	トリコモナス症	馬パラチフス	オーエスキー病	ブルセラ症	活力及生存率	奇形率	精液の良否				
10月14日	トウキヨウX トウキヨウX 11 17369	合成豚	異常なし				—	—	+++90.0%	0.7%	良	合			
10月14日	トウキヨウX オウメ 16 17625	合成豚	異常なし				—	—	+++89.0%	2.2%	良	合			
10月14日	トウキヨウX オウメ 16 17626	合成豚	異常なし				—	—	+++86.1%	4.2%	良	合			
10月14日	トウキヨウX オウメ 11 17882	合成豚	異常なし				—	—	+++96.2%	3.7%	良	合			

別記様式第3号

- (注) 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
 例) 正常:F、保因:C、検査未実施:未、不明等(不明、記載不可等):※
 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検査月日	名前	品種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月14日	トウキョウX オウメ 1 09716	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 4 11674	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 3 12187	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 7 12318	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 4 12607	合成豚	なし									

別記様式第3号

- (注) 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
 例) 正常:F、保因:C、検査未実施:未、不明等(不明、記載不可等):※
 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検査月日	名前	品種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月14日	トウキョウX オウメ 9 13273	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 5 13308	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 2 13895	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 10 14558	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 14 15202	合成豚	なし									

別記様式第3号

- (注)
- 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
 - 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
例)正常:F、保因:C、検査未実施:未、不明等(不明、記載不可等):※
 - 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
 - 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検査月日	名前	品種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月14日	トウキョウX オウメ 11 15259	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 7 15432	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 13 15538	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 8 15566	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 2 16194	合成豚	なし									

別記様式第3号

- (注)
- 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
 - 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
例)正常:F、保因:C、検査未実施:未、不明等(不明、記載不可等):※
 - 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
 - 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検査月日	名前	品種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月14日	トウキョウX オウメ 3 16325	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 13 16396	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 12 16694	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX オウメ 13 17213	合成豚	なし									
10月14日	トウキョウX トウキョウX 11 17368	合成豚	なし									

別記様式第3号

- (注)
- 1 遺伝性疾患は、家畜改良増殖法施行規則第6条第1項第2号に定める遺伝性疾患について記載すること。有する場合は「あり」、有しない場合は「なし」とすること。
 - 2 保因状況は、疾患ごとに遺伝子型検査結果を次の例により記載すること。
例)正常:F、保因:C、検査未実施:未、不明等(不明、記載不可等):※
 - 3 保因状況は、これを種畜証明書へ記載することに対する飼養者の意向の確認を行った上で、遺伝子型検査結果の開示があった遺伝性疾患について記載すること。
 - 4 飼養者が遺伝子型検査結果の種畜証明書への記載に同意しなかった場合及び全ての遺伝性疾患について遺伝子型検査結果が不明である場合には、備考欄に「不明等」と記載すること。

遺 伝 性 疾 患

検査月日	名前	品種	遺伝性疾患	保因状況								備考
				クローディン16欠損症	第13因子欠損症	バンド3欠損症	IARS異常症	モリブデン補酵素欠損症	牛白血球粘着性欠如症	牛複合脊椎形成不全症	牛短脊椎症	
10月14日	トウキヨウX トウキヨウX 11 17369	合成豚	なし									
10月14日	トウキヨウX オウメ 16 17625	合成豚	なし									
10月14日	トウキヨウX オウメ 16 17626	合成豚	なし									
10月14日	トウキヨウX オウメ 11 17882	合成豚	なし									